

書籍訂正情報

## 2022年版 出る順社労士 必修過去問題集

## ②社会保険編

(2022/06/13 現在)

弊社が出版いたしました書籍「2022年版 出る順社労士 必修過去問題集②社会保険編」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- ・ 2022/01/24 更新分… p.1
- ・ 2022/02/08 更新分… p.2～3
- ・ 2022/03/02 更新分… p.4
- ・ 2022/04/25 更新分… p.5～7
- ・ 2022/06/13 更新分… p.8

## 【2022/01/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P354 問 29 (R3-8) 解答・解説 A肢 下から2行目	…、780,900円×1.000(令和3年度改定率)×(420+40)/480÷748,363円となり、「満額とならない」(法27条ほか)。	…、780,900円×1.000(令和3年度改定率)×(420+20)/480÷715,825円となり、「満額とならない」(法27条ほか)。

## 【2022/02/08 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P386 問 44 (H25-1) 解答・解説	※正解を「A・D」→「A・B・D」に訂正し、B肢の解答・解説を下記に差し替え

※ B 正 出題当時は、厚生労働大臣が住民基本台帳ネットワークシステムにより受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者は、住所変更届の提出は不要だが、氏名変更届の提出は必要とされていたため誤りの記述であった。改正により、当該機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者は、氏名変更届の提出についても不要となった（則 19 条ほか）。よって、本肢の記述は正しい。

	訂正箇所	訂正内容
訂正	P634 問 41 (H26-6) 解答・解説	※A肢の解答・解説を下記に差し替え

A 誤 退職時改定は、被保険者である受給権者が被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして退職日から起算して1月を経過した場合に行われるものである。本肢の場合、被保険者の資格を喪失し、かつ、被保険者となることなくして退職日から起算して1月を経過して「いない」ため、退職時改定は「行われない」（法 43 条 3 項）。また、60 歳台前半の老齢厚生年金については在職定時改定は行われない。

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P871 問 33 (H27-6) E 肢 2 行目	…、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、 <u>64</u> 万円を超えることができないものであることを規定している。	…、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額は、 <u>66</u> 万円を超えることができないものであることを規定している。

**【2022/03/02 更新分】**

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P872 問 33 (H27-6) 解答・解説 B肢 2行目	…基礎賦課額は、「 <u>63</u> 万円」を超えることができない（国民健康保険法施行令 29 条の 7 第 2 項 9 号）。	…基礎賦課額は、「 <u>65</u> 万円」を超えることができない（国民健康保険法施行令 29 条の 7 第 2 項 9 号）。

## 【2022/04/25 更新分】

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P20 問6 (H27-選択) 問題2 3行目～5行目	令和 <u>3</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.5</u> %とされたため、令和 <u>3</u> 年における延滞税特例基準割合は年 <u>1.5</u> %となった。このため、令和 <u>3</u> 年における延滞金の割合の特例は、…	令和 <u>4</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4</u> %とされたため、令和 <u>4</u> 年における延滞税特例基準割合は年 <u>1.4</u> %となった。このため、令和 <u>4</u> 年における延滞金の割合の特例は、…
改正	P21 問6 選択肢 ③、⑧	③ <u>2.5</u> ⑧ <u>8.8</u>	③ <u>2.4</u> ⑧ <u>8.7</u>
改正	P22 問6【解答】 D、E	D ③ <u>2.6</u> E ⑧ <u>8.9</u>	D ③ <u>2.4</u> E ⑧ <u>8.7</u>

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P23 問 6 解説 上から 5 行目～ 11 行目	令和 <u>2</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.6%</u> とされたため、令和 <u>2</u> 年における <u>特例基準割合</u> は年 <u>1.6%</u> となった。このため、令和 <u>2</u> 年における延滞金の割合の特例は、 <u>納期限の翌日から 3 か月を経過する日までの期間</u> については年 <u>2.6%</u> ( <u>1.6%</u> +1%) とされ、 <u>納期限の翌日から 3 か月を経過する日の翌日以後</u> については年 <u>8.9%</u> ( <u>1.6%</u> +7.3%) とされた。	令和 <u>4</u> 年の租税特別措置法の規定による財務大臣が告示する割合は年 <u>0.4%</u> とされたため、令和 <u>4</u> 年における <u>延滞税例基準割合</u> は年 <u>1.4%</u> となった。このため、令和 <u>4</u> 年における延滞金の割合の特例は、 <u>納期限の翌日から 3 か月を経過する日までの期間</u> については年 <u>2.4%</u> ( <u>1.4%</u> +1%) とされ、 <u>納期限の翌日から 3 か月を経過する日の翌日以後</u> については年 <u>8.7%</u> ( <u>1.4%</u> +7.3%) とされた。
訂正	P418 問 59 (H27-6) 解答・解説 才肢 3 行目	…、当該障害 <u>厚生</u> 年金の額に子の加算額が「加算される」（法 30 条の 4、法 33 条の 2）。	…、当該障害 <u>基礎</u> 年金の額に子の加算額が「加算される」（法 30 条の 4、法 33 条の 2）。
改正	P445 問 73 (H30-4) E 肢 2 行目～3 行目	…、前年の所得が <u>360</u> 万 4 千円を超え <u>462</u> 万 1 千円以下であるときは 2 分の 1 相当額が、前年の所得が <u>462</u> 万 1 千円を超えるときは全額が、…	…、前年の所得が <u>370</u> 万 4 千円を超え <u>472</u> 万 1 千円以下であるときは 2 分の 1 相当額が、前年の所得が <u>472</u> 万 1 千円を超えるときは全額が、…

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P595 問 23 (R2-10) ウ肢 1 行目	令和 <u>2</u> 年 8 月において、 …	令和 <u>4</u> 年 8 月において、 …
改正	P623 問 37 (H25-2) D肢 5 行目～6 行目	令和 <u>3</u> 年における延滞税 特例基準割合は、年 <u>1.5</u> % となることから、令和 <u>3</u> 年の軽減期間での延滞金 の割合は年 <u>1.5</u> %である。	令和 <u>4</u> 年における延滞税 特例基準割合は、年 <u>1.4</u> % となることから、令和 <u>4</u> 年の軽減期間での延滞金 の割合は年 <u>1.4</u> %である。
改正	P648 問 48 (H27-9) A肢 解説 1 行目	<b>A 誤</b> 本肢の場合、当該 年金の支給停止月額(令和 <u>3</u> 年度価額)は、…	<b>A 誤</b> 本肢の場合、当該 年金の支給停止月額(令和 <u>4</u> 年度価額)は、…
改正	P648 問 48 (H27-9) B肢 解説 2 行目	…、本肢の年金が支給停 止される月額(令和 <u>3</u> 年 度価額)は、…	…、本肢の年金が支給停 止される月額(令和 <u>4</u> 年 度価額)は、…
訂正	P746 問 93 (R3-1) B肢 解説 4 行目	…。本肢 <u>後段</u> の記述は正 しい。	…。本肢 <u>前段</u> の記述は正 しい。
改正	P763 問 100 (R3-10) D肢 解説 5 行目	…、事実上の婚姻関係を 解消することになった時 点(令和 3 年 <u>3</u> 月)におい て、…	…、事実上の婚姻関係を 解消することになった時 点(令和 3 年 <u>4</u> 月)におい て、…

## 【2022/06/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P613 問 32 (H24-1) B 肢	※改正により年金手帳が廃止されたため、問題を削除
改正	P614 問 32 (H24-1) B 肢 解答・解説	※改正により年金手帳が廃止されたため、解説を削除
訂正	P756 問 98 (R3-8) B 肢 解答・解説	下記に差し替え

**B 誤** 60歳台前半の老齢厚生年金が雇用保険法に基づく基本手当との調整により支給停止となるのは、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が同時に雇用保険法に基づく基本手当の受給することができ、かつ、「同法の規定による求職の申込みをしたとき」である。その他の記述については正しい（法附則 11 条の 5、令 6 条の 4）。

以上